

フォレストグループ個人情報保護規程

第1章 総則

第1条 目的

本規程は、フォレストグループ（株式会社フォレストホールディングスならびにその子会社および関連会社のうち、本規程別表－1に定める会社を総称してフォレストグループという）が、個人情報保護に係る基本的事項を定めることにより、事業遂行上取扱う個人情報を適切に保護することを目的とする。

第2条 定義

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

コンピュータシステムにより処理されているか否か、又は書面に記録されているか否か等を問わず、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(3) 従業者

フォレストグループの組織内で、直接間接に指揮監督を受け、フォレストグループの業務に従事している者（役員、従業員、派遣社員等を含む）をいう。

(4) 個人情報保護体制

フォレストグループが保有する個人情報を保護するための方針、組織、計画、監査および見直しを含む社内の仕組みのすべて

(5) 個人情報保護管理者

個人情報保護体制の実施および運用に関する権限と責任を有する者

(6) 監査責任者

公平かつ客観的な立場にあり、監査の実施および報告を行う責任と権限を有する者

第3条 適用範囲

1. 本規程は、前条第3号の従業者に対して適用する。
2. 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、本規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

第4条 個人情報の取得の原則

1. 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な範囲においてのみ行う。
2. 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行い、偽りその他不正な手段により取得してはならない。

第5条 特定の個人情報の取得の禁止

原則として、本条各号の内容を含む個人情報、これを取得、利用または提供を行ってはならない。ただし、これらの取得、利用又は提供について、本人の同意がある場合、法令に特段の規定がある場合又は司法手続上必要不可欠である場合は、この限りではない。

1. 思想、信条および宗教に関する事項
2. 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
3. 勤労者の団結権、団体交渉およびその他団体行動の行為に関する事項
4. 集団示威行為への参加、請願権の行使およびその他の政治的権利の行使に関する事項
5. 医療・保健に関する事項

第6条 間接的に個人情報を取得する際の措置

本人以外の第三者から個人情報を取得する場合は、当該個人情報が当該第三者において適法、適正に取得されたものでなければならず、かつ当該第三者において、フォレストグループへの個人情報の提供につき、適法な措置が講じられていなければならない。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

1. フォレストグループ特定個人情報等保護方針に掲げる利用目的に基づき個人情報を取得・収集する場合
2. 個人情報の取扱いを委託される場合
3. 個人情報保護に値する本人の利益が侵害される恐れのない場合

第3章 個人情報の利用

第7条 個人情報の利用の原則

個人情報は、原則として利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

第8条 個人情報の目的外利用

1. 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、事前に個人情報保護管理者の承認を得なければならない。
2. 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、前項の承認後、書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知の上、事前に本人の同意を得るものとする。

第9条 個人情報の共同利用

1. 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、事前に個人情報保護管理者の承認を得なければならない。
2. 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、前項の承認後、事前に本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にするものとする。

第10条（個人情報の取扱いの委託）

1. 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、事前に個人情報保護管理者の承認を得なければならない。
2. 前項に基づき、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、第4章に定める手続きに従うものとする。

第4章 個人情報の第三者提供

第11条 個人情報の第三者提供の原則

1. 個人情報は、次に掲げる場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのあるとき
2. 前項の規程にかかわらず、個人情報を第三者に提供する場合は、書面又はこれに準ずる方法によって通知し、事前に本人の同意を得るものとする。
3. 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、事前に、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

第5章 外部への委託

第12条 個人情報の取扱いに関する契約

第10条による個人情報保護管理者の承認に基づき、個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、事前に個人情報の取扱いに関する契約を締結しなければならない。

第13条 委託先に対する監督

1. 委託業務に関係する第22条の個人情報保護責任者は、委託先における個人情報の取扱い状況を調査の上、契約に違反し又は違反する恐れがないか監督しなければならない。
2. 前項の調査・監督において、委託先が契約に違反し又は違反する恐れがあることを発見したときは、個人情報保護責任者は、直ちに個人情報保護管理者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

第6章 個人情報の管理

第14条 個人情報の安全管理対策

個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏えい等）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じなければならない。

第15条 個人情報の秘密保持に関する従業者の責務

個人情報の取得、利用、提供、委託処理等、個人情報を取扱う業務に従事する者は、法令、本規程もしくはその他社内規程等に従い、個人情報の秘密保持に十分な注意を払い、その業務を行わなければならない。

第16条 個人情報の管理の原則

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

第7章 保有個人データの開示・訂正・利用停止・消去

第17条 自己情報に関する権利

1. 本人又はその代理人から、保有個人データの自己情報について開示を求められた場合は、法令に特段の規定がある場合を除き、合理的な期間内にこれに応じるものとする。
2. 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、法令に特段の規定がある場合を除き、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

第18条 自己情報の利用又は提供の拒否

本人又はその代理人から、自己の保有個人データについて利用又は第三者への提供を拒否された場合は、法令に特段の規定がある場合を除き、これに応じるものとする。

第8章 個人情報の消去・廃棄

第19条 消去・廃棄の手続

保存期間が満了し不要になった個人情報は、外部流出等の危険を防止するために、必要かつ適切な方法により消去又は廃棄しなければならない。

第9章 組織および体制

第20条 (個人情報保護管理者)

1. 個人情報保護管理者は、株式会社フォレストホールディングス業務執行責任者がこれに当たり、社内における個人情報の管理業務を行う。
2. 個人情報保護管理者は、本規程の定めに基づき、個人情報保護に関する諸規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護体制を構築し、周知徹底等の措置を講じる責任を負う。
3. 個人情報保護管理者は、個人情報保護体制の円滑な実施および運用のために、情報セキュリティならびに個人情報事務取扱部門等に対し、個人情報保護体制の実施および運用に関する権限の一部を委任することができる。

第21条 教育・訓練

個人情報保護管理者は、従業者に個人情報保護体制の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、継続的に教育・訓練を行う。

第22条 個人情報保護責任者

各部署の所属長は、個人情報保護責任者となり、当該部署における個人情報の取扱いが適切に行われるよう努めなければならない。

第23条 監査

1. 監査責任者は、株式会社フォレストホールディングス内部監査部長がこれに当たり、監査の結果、個人情報の管理につき個人情報保護体制に違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者へ報告し、関係者に対し改善指示を行わなければならない。
2. 前項に基づき改善指示を受けた者は、速やかに適切な改善措置を講じ、その内容を監査責任者、個人情報保護管理者に報告しなければならない。

第24条 報告義務および罰則

1. 個人情報保護体制に違反する事実又は違反する恐れがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護責任者に報告しなければならない。

2. 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、関係部署に適切な措置を講じるよう指示する。また、当該違反が重要な事項の場合は、遅滞なく代表取締役社長に報告し、その指示に従わなければならない。
3. 本規程に違反をした従業者は、就業規則等の定めるところにより懲戒に処するものとする。
4. 前項に定める懲戒とは、社員表彰懲戒規程第3章に規程する懲戒処分をもって処することとし、故意または重大な過失による漏えい等により会社に損害を与えた場合は、その全部または一部を賠償させる場合がある。

第25条 苦情および相談

個人情報保護管理者は、個人情報又は個人情報保護体制に関して、人事もしくは総務担当を窓口とし、本人又はその代理人からの苦情および相談を受け付けて対応する。

第10章 その他

第26条 疑義の定め

本規程の解釈又は運用に疑義が生じた場合は、個人情報保護管理者と当該事務の主管部長が協議の上、これを決定する。

第27条 改廃

本規程の改廃は、取締役会の決議による。

(付則)

1. この規程の所管部署は、株式会社フォレストホールディングス人事部とする。
2. この規程は、2015年10月1日より適用する。
3. 2017年 6月 1日 一部改定 (適用会社追加)
4. 2019年 3月 6日 一部改訂 (適用会社加除)

別表-1

適用会社	
(株)フォレストホールディングス	うすき製菓(株)
(株)アステム	(株)エフズクリエイト
(株)リードヘルスケア	(株)沖縄三和メディカル
(株)サン・ダイコー	(株)ohana本舗
(株)ダイコー沖縄	(株)グリーンウェーブ
藤村薬品(株)	(株)けやき
(株)フォレストサービス	(株)ケンミン
	(株)シンガサナ・ウナギ・インドネシア
	(株)スターネット
	(株)セーフマスター
	(株)創健
	(株)つえエーピー
	(株)西日本ジェネリック
	(株)メディクリーン
	協和化学(株)
	(株)ニチメン工業
	(株)エフズ農園
	重宝水産(株)
	池亀酒造(株)